

III 決算に関する情報

○ 平成19年度決算(登記特別会計)

・歳入歳出決算の概要

(単位:百万円)

歳 入		歳 出	
登記印紙収入	77,173	事務取扱費	155,434
登記情報提供等手数料収入	14,882	施設整備費	5,443
一般会計より受入	68,479	国債整理基金特別会計へ繰入	0
雑収入	226	予備費	0
前年度剰余金受入	33,498		
合 計	194,260	合 計	160,877

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

- ・一般会計からの繰入金の額及び当該繰入金の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

(一般会計からの繰入金の実績額) 68,479 百万円

(予算に計上した繰入金の額) 68,479 百万円

- ・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

(剰余金の額) 33,382 百万円

(剰余金が生じた理由)

登記印紙の売りさばきが予定より多かったこと等により歳入が増加し、また、新登記情報システム機器借料の契約価格が入札により予定を下回ったこと、バックアップセンターへのシステム集中化計画の変更により機器借料が不用になったこと等に伴い歳出が少なかつたため。

(剩余金の処理の方法)

登記特別会計の剩余金は、特別会計に関する法律第8条第1項により、翌年度の同特別会計の歳入に繰り入れ、翌年度の歳出予算の財源として予算の一部を構成しています。同特別会計は、行政改革推進法第34条において、同特別会計において経理されている事務及び事業の合理化及び効率化を図るとともに、不動産登記法第14条第1項の地図を整備するために必要な措置を講じつつ、平成22年度末において一般会計に統合するとされており、一般会計に統合するまでの間に、事務及び事業の合理化及び効率化を図るための登記情報システムの再構築や地図情報システムの整備を行う必要があります。

また、実際の登記手数料収入は景気の動向に大きく左右されることから、必ずしも歳入予算額を確保できるとは限らず、同特別会計を安定的に運用していくためには、一定程度の剩余金は必要であると考えています。

以上のことから、平成19年度決算により発生した剩余金については、平成20年度の歳出予算の財源として平成20年度の同特別会計の歳入に繰り入れることとしています。

登記特別会計に関するお問い合わせ先
法務省民事局総務課登記情報管理室
TEL 03-3580-4111 内2417